

漁業権の免許申請等の手引き

令和5年5月

福島県農林水産部水産課

漁業権の免許申請等の手引き

漁業権の免許申請等については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）（以下「法」という。）の規定に基づき、以下のとおりとする。

1 申請書類等の提出先

漁業権に関する申請又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする場合の書類の提出先は、区分及び申請等をしようとする者の住所地に応じ、以下のとおりとする。

ただし、県内に住所を有しない者が、第二種区画漁業（法第 60 条第 4 項第 2 号の第二種区画漁業をいう。）に関する申請等をしようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

| 区 分 | 申請等をしようとする者の 住所地 | 提 出 先 |
|-------------------|---------------------------|-------------|
| 海面における漁業権に関する申請等 | 全て | 福島県水産事務所 |
| 内水面における漁業権に関する申請等 | (1)いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡 | 福島県水産事務所 |
| | (2) (1)以外の県内及び県外 | 福島県農林水産部水産課 |

2 漁業の免許（法第 69 条）

(1) 免許申請

法第 69 条第 1 項の漁業の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書【参考様式 1】を提出すること。

なお、申請は、公表された福島海区漁場計画、内水面共同漁業権漁場計画、内水面区画漁業権漁場計画の漁業権の公示番号ごとに行うこと。

【申請書への記載事項（漁業法施行規則第 25 条第 1 項）】

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 申請に係る漁業権の内容
- 三 その他参考となるべき事項

(2) 添付書類

- (1) の申請書には、別表に掲げる書類を添付すること。

【添付書類（漁業法施行規則第25条第2項）】

- 一 申請者が個人である場合には、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び生年月日を証する書類
- 二 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書
- 三 事業計画書
- 四 法第七十二条第一項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 五 法第七十二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 六 申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合には、漁業権の得喪又は変更を議決した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本
- 七 その他都道府県知事が必要と認める書類

(3) 申請に係る留意事項

ア 免許申請書【参考様式1】

- ・ 申請者が法人の場合は、住所には主たる事務所の所在地、氏名には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ・ 共同申請の場合は、代表者の住所及び氏名を記載すること。

イ 定款及び登記事項証明書

- ・ 同一の申請者が同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書への添付を省略することができる。

ウ 事業計画書

- ・ 漁業協同組合が申請する共同漁業権及び区画漁業権については、法第74条第2項に基づき定める漁業生産力の発展に関する計画等を添付すること。
- ・ 同一の申請者が同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書への添付を省略することができる。
- ・ 第二種区画漁業権の申請をする場合には、次に掲げる事項を記載した事業計画書【参考様式2】を提出すること。
- ・ 第二種区画漁業権に係る事業計画書は、免許申請をする漁業権ごとに作成すること。

【事業計画書への記載事項】

- 1 漁場の所在地及び名称
- 2 申請者の住所、氏名、連絡先及び養魚経験年数
- 3 漁場の所有権者及び水利権者
- 4 年間生産計画、年間総合餌量
- 5 建造物、その他の施設及び所有器具・機材等
- 6 養魚従事者数
- 7 年間収支計画
- 8 その他（生産量の増大、漁業所得の向上等につながる取組み）

- エ 法第 72 条第 1 項に定める適格性に関する誓約書【参考様式 3】
- ・ 個別漁業権の申請をする場合に提出すること。
 - ・ 共同申請の場合、共同申請者全員が誓約書を提出すること。
- オ 法第 72 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (ア) 法第 72 条第 2 項第 1 号の要件を満たすことを証する書面【参考様式 4】
- ・ 現行と同じ漁場において団体漁業権として設定される区画漁業権の申請をする場合に、免許申請をする漁業協同組合の組合長が、法第 72 条第 2 項第 1 号に定める事項について証する書面を提出すること。
 - ・ 関係地区内に住所を有し、当該漁業権の漁業を営む者の属する世帯の数を把握すること。
 - ・ 把握した世帯数のうち、組合員の世帯数が 3 分の 2 以上となる場合、適格性が認められる。
- (イ) 法第 72 条第 2 項第 2 号の要件を満たすことを証する書面【参考様式 5、6】
- ・ 共同漁業権の申請をする場合に、免許申請をする漁業協同組合の組合長が、法第 72 条第 2 項第 2 号に定める事項を証する書面を提出すること。
 - ・ 関係地区内に住所を有し、1 年に 90 日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数 20 トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。）を営む者（内水面においては、1 年に 30 日以上漁業を営む若しくは水産動植物の採捕又は養殖をする者）の属する世帯の数を把握すること。
 - ・ 把握した世帯数のうち、組合員の世帯数が 3 分の 2 以上となる場合、適格性が認められる。
- カ 総会（総代会）議事録謄本又は抄本
- ・ 同一の申請者が同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書への添付を省略することができる。
- キ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 代表者選定届【参考様式 7】
- ・ 共同申請の場合は、次に掲げる事項を記載した届出書【参考様式 7】を提出すること。
- 【届出書への記載事項（福島県漁業調整規則第 3 条）】

 - 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 共同申請者全員の氏名及び住所を記載すること。

(イ) 漁業権持分届【参考様式 8】

- ・ 共同申請の場合に提出すること。
- ・ 共同申請者全員の氏名及び住所を記載すること。
- ・ 各自の持分を明らかにすること。

(ウ) 漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意を証する書類

- ・ 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合は、その所有者又は占有者の同意を得て、それを証する書類を提出すること。
- ・ 同意を証する書類には、免許申請に係る漁場の敷地の所有者又は占有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、漁場の敷地の所在地を記載し、必要に応じ、当該敷地の面積や名称を記載すること。
- ・ 所有者又は占有者が条件を付す場合は、当該条件を明らかにすること。

(エ) 年間の増殖計画書【参考様式 9】

- ・ 第五種共同漁業権の免許を申請する場合は、年間の増殖計画書を添付すること。

(4) 手数料

漁業権の免許の申請者は、手数料として、1 件につき 3,700 円を福島県収入証紙で納付すること。

3 漁業権の移転

個別漁業権を相続によって取得した場合の手続は、以下のとおりとする。

(1) 相続の届出（法第 80 条）

ア 届出

相続によって個別漁業権を取得した者は、当該個別漁業権の取得の日から 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書【参考様式 10】を提出すること。

【届出書への記載事項】

- 一 届出人の氏名及び住所
- 二 免許を受けていた漁業権者の氏名及び住所
- 三 相続の原因及びその発生日
- 四 免許番号
- 五 漁場の位置
- 六 漁場の区域

イ 添付書類

アの届出書には、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 履歴書

(イ) 法第 72 条第 1 項に定める適格性に関する誓約書【参考様式 3】

(ウ) 漁業権の相続権放棄同意書（相続の権利を有する者全員の同意書を添付し、押印には実印を用いること。）

(エ) 事業計画書【参考様式 2】

(オ) 印鑑登録証明書（相続人全員の印鑑登録証明書を添付すること。）

(カ) 戸籍の謄本（被相続人、相続人全員の関係がわかるものを添付すること。）

(2) 漁業権の移転の登録

ア 登録申請（漁業登録令第 18 条）

(1) の届出をした者で、法第 72 条第 1 項に規定する適格性を有すると認められた場合、漁業権の移転の登録を行うため、次に掲げる事項を記載した申請書【参考様式 11】を提出すること。

【申請書への記載事項（漁業登録令第 19 条）】

- 一 免許番号
- 二 入漁登録番号があるときはその番号
- 三 申請人の氏名又は名称及び住所
- 四 代理人により登録の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所
- 五 登録の原因及びその発生年月日
- 六 登録の目的
- 七 申請の年月日
- 八 管轄登録庁の表示
- 九 その他この政令で別に定める事項

イ 添付書類

アの申請書には、漁業登録令（昭和 26 年政令第 292 号）第 18 条に掲げる書面を添付すること。

また、登録の原因が相続であるときは、その事実を証する戸籍の謄本若しくは抄本又はこれを証するに足りる書面を添付すること（漁業登録令第 25 条）。

【添付書類】

(漁業登録令第 18 条)

- 一 登録の原因を証する書面
- 二 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要するときは、これを証する書面
- 三 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面
- 四 申請人が登録名義人であるときは、その者の登録済証

(漁業登録令第 25 条)

次に掲げる場合には、申請書にその事実を証する戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれを証するに足りる書面を添付しなければならない。

- 一 登録の原因が相続、法人の合併その他の一般承継であるとき。
- 二～四 略

ウ 登録免許税

相続による漁業権の移転の登録の申請者は、1 件につき 1,800 円の収入印紙を申請書に貼り付けて提出すること。

4 行使規則の認可申請（法第 106 条）

(1) 認可申請

- ・ 行使規則は、組合が免許申請する漁業権ごとに作成し、免許の申請と同時に漁業権（入漁権）行使規則認可申請書【参考様式 12】を提出すること。
- ・ 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業共同組合が行使規則を定めようとするときは、総会の決議前に、関係地区の区域内に住所を有する組合員のうち、漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者の 3 分の 2 以上の書面による同意を得ること【参考様式 13、14】。

(2) 変更又は廃止認可申請

行使規則を変更又は廃止しようとする場合は、漁業権（入漁権）行使規則変更（廃止）認可申請書【参考様式 15】を提出すること。

(3) 添付書類

申請書には、別表に掲げる書類を添付すること。

5 遊漁規則の認可申請（法第 170 条）

(1) 認可申請

遊漁規則は、組合が免許申請する漁業権ごとに作成し、免許の申請と同時に遊漁規則認可申請書【参考様式 16】を提出すること。

(2) 変更認可申請

遊漁規則を変更しようとする場合は、遊漁規則変更認可申請書【参考様式 17】を提出すること。

(3) 添付書類

申請書には、別表に掲げる書類を添付すること。

